

こんにちは 地域包括支援センターです

～高齢者の権利や財産を守る「成年後見制度」～

問合せ 介護福祉課 ☎ (42) 8438 ・ FAX (43) 5600

認知症などにより、判断能力が低下すると、財産の管理が困難になったり、契約でトラブルに巻き込まれたりする危険性が高くなります。そのような人の財産や権利を保護し、日常生活上の手続き・契約などを支援する制度が、「成年後見制度」です。

成年後見制度には、高齢者本人の判断能力がすでに不十分な状態になってから利用する「法定後見制度」と、判断能力が十分なうちに支援してくれる人を選んでおく「任意後見制度」があります。

成年後見人は、高齢者本人の権利に大きな権限を持つため、その選任や後見業務の監督には、すべて家庭裁判所が関わっています。

制度を利用するためには、本人、配偶者、四親等以内の親族、任意後見受任者などが、家庭裁判所に申し立てる必要があります。

成年後見制度を利用できる人は？

成年後見制度の対象者は、現在すでに判断能力が不十分な人です。能力の程度によって、「後見」「補佐」「補助」の3つの類型に分けられます。

後見：判断能力がほとんどない人

補佐：判断能力が著しく不十分な人

補助：判断能力が不十分な人

どんな支援が受けられますか？

本人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割などの財産に関する契約などについての助言や支援を行います。(財産管理)

また、介護サービスの利用、病院の入退院の手続きや費用の支払いなど、日常生活に関わる契約などを支援します。(身上監護)

利用するための手続きは？

1 申立て

本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てをします。配偶者や親族などによる申立てでもできます。

2 審判

家庭裁判所での調査や鑑定などを経て、支援する人(後見人等)の選任が行われます。

3 後見開始

後見人等による支援が始まります。後見人等は、家庭裁判所の監督を受け、支援経過を報告します。

※さいたま家庭裁判所ホームページ「成年後見・保佐・補助の申立て」にて、詳細をご確認ください。

さいたま家庭裁判所 成年後見 検索

成年後見制度は家庭裁判所に申立てをして利用しますが、地域包括支援センターでは、高齢者のみなさんやその家族などが必要に応じて適切に利用できるようにさまざまな支援を行っています。わからないことがあったら、お気軽にご相談ください。



【相談窓口】

幸手東地域包括支援センター (ウェルス幸手内) ☎ (53) 6151 ・ FAX (53) 6160

(権現堂川・吉田・八代・さかえ・さくら小学校区の人)

幸手西地域包括支援センター (旧香日向小学校内) ☎ (40) 3443 ・ FAX (44) 0870

(幸手・行幸・長倉・上高野小学校区の人)

令和元年度 市・県民税について

問合せ 税務課 ☎ (43) 1111 内線 133 ・ FAX (43) 1125

市・県民税納税通知書の郵送

市・県民税納税通知書は、6月7日(金)に郵送します。納期限内の納付をお願いします。

※市・県民税(住民税)の納税義務者は、平成31年1月1日現在市内在住の人で、前年中の所得を基に計算し課税しています。

配偶者控除・配偶者特別控除の改正(令和元年度から)

平成29年度の税制改正により、配偶者控除および配偶者特別控除が見直されました。

●配偶者控除●

納税義務者(扶養する人)に所得制限が設けられました。

- ・納税義務者(扶養する人)の合計所得金額が900万円(給与収入で1,120万円)を超えると、配偶者控除額が段階的に減少します(図1参照)。
- ・1,000万円(給与収入で1,220万円)を超える場合は適用できません。

●配偶者特別控除●

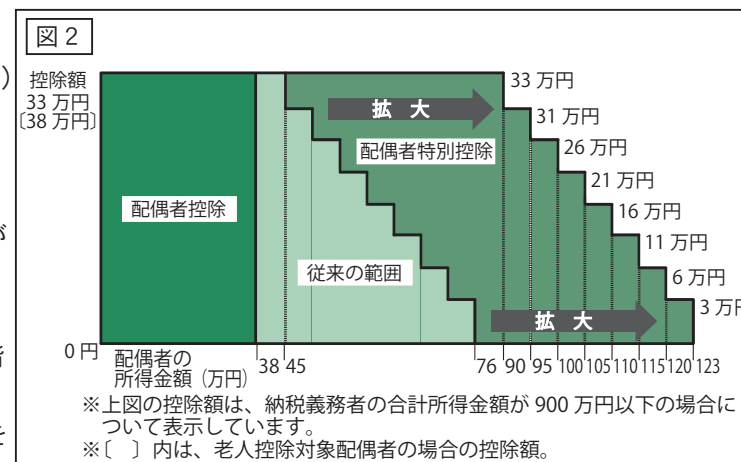
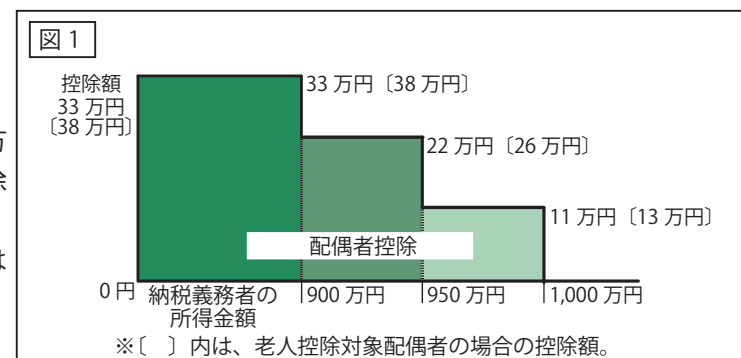
- (1) 配偶者の合計所得金額の上限が拡大されました(図2参照)。

- ・合計所得金額が、上限76万円(給与収入で141万円)未満から、123万円(給与収入で201万円)以下に拡大しました。

- ・上限額の拡大に伴い、控除額が変更されました。

- (2) 納税義務者(扶養する人)の所得により、控除額が段階的に減少します。

- ・納税義務者(扶養する人)の合計所得金額が900万円(給与収入で1,120万円)を超えると控除額が段階的に減少します。
- ・従来どおり、1,000万円(給与収入で1,220万円)を超える場合は、適用できません。



公的年金収入が400万円以下の人へ ～扶養控除などの申告はお済みですか～

公的年金収入が400万円以下で、かつ、公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合など、所得税の確定申告をする必要がない場合でも、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除などについて、市・県民税の申告をすることで税額を低く抑えることができます場合があります。(確定申告がお済みの人は、市・県民税の申告を重ねてする必要はありません。)

また、市・県民税は申告する人が障がい者、寡婦(夫)、未成年の場合は、合計所得金額が125万円以下であれば、非課税になります。

各種税証明書の発行は6月7日(金)から

住民税決定証明書、所得証明書、非課税証明書は、6月7日(金)から取得することができます。ただし、市・県民税の全額が給与天引きの人に限り、それ以前でも取得することができます。